

行政刷新会議ワーキングチーム 「事業仕分け」第2WG

日 時：平成21年度11月26日（木）

事業番号：2-64

項 目 名：石油・天然ガス等流通合理化（土壌汚染環境保全対策事業、経年
埋設内管対策費補助事業）

内閣府 行政刷新会議事務局

○ 出席者

進行役：熊谷進行役

評価者：尾立参議院議員、菊田衆議院議員、松下経済産業副大臣、飯田評価者、露木評価者、福井評価者、船曳評価者、水上評価者、村藤評価者、

説明者：経済産業省 石田資源エネルギー庁長官、横尾資源エネルギー庁電力・ガス事業部長、木村資源エネルギー庁資源燃料部長、中村資源エネルギー庁資源燃料部石油流通課長、栗原原子力安全・保安院ガス安全課長、井上大臣官房会計課長、及川資源エネルギー庁資源燃料部石油精製備蓄課長、畠山資源エネルギー庁電力・ガス事業部課長

財務省 鎌水主計局主計官

○熊谷進行役 済みません、大変お待たせをしました。

今日の最後です。2-64番「土壌汚染環境保全対策事業」及び「経年埋設内管対策費補助事業」について始めさせていただきます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○説明者（経済産業省） 事業シートの134、135ページでございます。土壌汚染環境保全対策事業について御説明させていただきます。

まず、事業シートの134ページ中央の「目的」にございますように、本事業の目的は、給油所、ガソリンスタンドの経営者が老朽化した地下タンクについて、ガソリン等の漏えいによる土壌汚染の未然防止の観点から、一重殻タンクの撤去、二重殻タンクへの入換え、あるいはタンクの内面・外面補強工事を行う際に、工事費の一部を国が補助するものでございます。

ガソリンスタンドの地下タンクに対する規定といたしましては、消防法に基づきまして、平成17年にガソリンスタンドが新設する地下タンクに二重殻化が義務づけられております。しかしながら、参考資料の136ページにございますように、現在、全国のガソリンスタンドには、漏えいの危険性が高い一重殻タンクが約20万本、全体の86%を占めております。その大半が老朽化をしております、地下タンクの漏えい事件が毎年80件程度発生しております。

この事業というのは、ガソリンスタンドの経営者が法律上の義務的な対応に加えて、自発的に既設地下タンクについて環境対策を取り組めるように、工事費の5分の1～3分の2を控除するものでございます。

本事業の必要性は、135ページの「事業／制度の必要性」の④、⑤のところに記述してございますけれども、ガソリンスタンドの経営者というのは、その大半（約98%）が中小企業で占めております。それから、ガソリンは非常に需要が減少しておりますし、過当競争になっておりまして、その6割が赤字経営という状況でございます。そのため、公的な支援なくして、数百万円以上費用を要する漏えい対策を自主的あるいは自発的な事業取組

みとして期待することは困難でございます。

ガソリンスタンドというのは、国民生活、産業活動にとりまして必需品でございます石油製品を最終消費者に安定的に供給する重要な役割を持っております。こうしたガソリンスタンドの事業継続に不可欠な環境対策の取組みを適切に支援することが必要だと考えております。

本事業の実施状況でございますが、135 ページの中段「活動実績」「自己評価」のところにございますように、平成 19 年度、20 年度は、予算満額の執行を行いまして、更に本年度は、既に 10 月末で予算額の上限に達してございまして、補助金の募集を停止したという状況でございます。

このように、本事業に対する事業者のニーズは非常に高いものがございます。漏えいの危険性の高い老朽化したタンクがまだまだ多数存在することを考えますと、引き続き、ガソリンスタンドの自発的な取組みを国が支援をして、促進していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○説明者（経済産業省） 続きまして、138 ページの経年埋設内管対策費補助事業について御説明いたします。

この事業は、都市ガスの需用家の敷地内にある需用家所有の古いガス管、これを経年埋設内管と呼んでおりますが、このうち腐食等によりガス漏れのおそれがあるものについて、その取替え等に要する費用の 2 分の 1 を補助する事業でございます。

138 ページの「事業／制度の概要」でございますが、併せて 142 ページの事業イメージもごらんいただければと思います。一部のガス管、特に昭和 50 年代ぐらいまでに埋設したガス管の中には、埋設から年数が相当程度経ちますと、腐食等によりガス漏れのおそれがありまして、平成になって幾つかガス漏れ事故が起こっております。

平成 8 年には、こうした従来型のガス管の新たな埋設を禁止いたしまして、平成 10 年から、既設分についても、平成 32 年度を目標に取替えを進めることにいたしました。しかしながら、なかなか改善工事が進まないために、平成 15 年度にこの補助制度を創設いたしまして、特に公共性が高い不特定多数の人が集まるといった、保安上重要な建物を対象に改善工事を促進することにいたしました。

更に平成 19 年に、北見市でのガス漏れ事故がありましたので、これを契機に目標年度を 5 年間前倒して、平成 27 年度までに完了しようということにしております。

139 ページの「事業／制度の必要性」のところでございますが、ガス事業法上、ガス漏れについては、定期検査で漏えいのチェックと、規模の大きいものについては警報装置、遮断装置がございまして、この取替えについては「しかしながら」以降にありますけれども、地中に埋設されているためにガス漏れのおそれがどのぐらいあるか、これは土壤環境によりますので、実際掘り返してみないとわからない。取替えをやろうとすると多額の費用がかかるということで、なかなか改善工事が進まない実態にいました。

他方で、万一ガス漏れが起こった場合には、その被害が一般の人に及び得るということで、言ってみれば予防的な正確を持つということで、取替えを行う需用家の負担を半分補助するというので、この精度を始めております。

執行に当たっては、ガス事業者と連携をさせていただき、埋設時、埋設環境等の状況については、ガス事業者がよく知っておりますので、優先順位をまずガス事業者から聞きながら、順次ガス事業者が呼びかけていくということでございます。

「活動実績」でございますが、21年度までに約2万本の対応が終了する予定でございます。残り約9万本の改善工事を進めれば、27年度までに完了するというので、順次進めております。

よろしくお願いたします。

○熊谷進行役 ありがとうございます。

それでは、財務省主計局としてのお考えをお願いいたします。

○財務省 資料の144ページでございます。

まず、土壌汚染環境保全対策事業等々でございます。

論点として考えさせていただいておりますのは、ガソリンスタンドの土壌汚染対策等を含めた安全対策は、事業遂行上必要となるものであって、事業者が自らの負担で行うことができないのかといった視点でございます。

2番目で書いてありますのは、経営状況はいろいろあるかと思いますが、少なくとも経営状況のよい先などは除外するべきではないかといった視点も考えております。

経年埋設内管対策費補助事業でございます。

これについても同様の観点でございますが、敷地内のガス管の安全対策というのは、所有者である需要者側の義務でございますけれども、一部のものに対してのみ補助することは不公平ではないのか。それについての合理性はあるのかといった視点でございます。

その他、3番目といたしまして、基金の関係でございます。

全国石油協会、潤滑油協会には過去に造成した基金がございます。

環境・安全等対策基金198億及び潤滑油製造業近代化基金29億円については、基金の運用益で事業を行っている仕組みでございます。基金相当額の全部を国に返納して、必要額を毎年の予算措置に切り替えるといったことが必要ではないかと思っております。

それから、揮発油販売業経営合理化基金199億円といったことも含めまして、これらの基金はガソリンスタンドあるいは潤滑油製造業者の経営支援等に充てられているものでございまして、長期の予算と同様の見直しが必要ではないかという視点でございます。

そのほか、参考で書いていますような石油流通業支援という事業もございます。こうしたものについても同様の観点からの見直しができないかという視点でございます。

以上です。

○熊谷進行役 それでは、この事業については、とりまとめ担当を菊田議員をお願いいたします。事業選定の背景及び論点をお示しいただきます。

○菊田衆議院議員　今回は2つの事業を対象としております。

まず、1つ目の事業は、ガソリンスタンドのタンクの老朽化に伴う土壌汚染を防止することを目的とするものであります。この事業については、事業者自らの責任で実施すべきものではないかという指摘がございます。また、過去に石油業界に造成された約400億円の基金には、一部国費が含まれているということも論点になります。

2つ目の事業は、老朽化したガス管の交換に対して、安全管理の観点から補助を行うものであります。しかし、この安全対策についても、本来ガス需要者の責任によって行われるべきものとの指摘がございます。

こうしたことを踏まえまして、本事業の在り方について議論を行いたいと思います。

以上です。

○熊谷進行役　それでは、論点を踏まえてお願いいたします。

福井さん、どうぞ。

○福井評価者　要するに一言で言うと、主計局からも御説明があったとおり、危険なことをしている人が、危険なことを放置してもらわないようにするために納税者が補助して、どうか安全なようにしてくださいという構図に見えるんです。これは、通常環境規制とか安全規制一般にちょっと考えられない形態だと思うんです。要するに危ないことをやったり、したりすることがないように規制をかけて、その言わば危険原因者の負担で是正をしていただくとか、あるいは危ないことや汚いことをした人には、一定の税金や課徴金をかけて、そういう行為を抑制するという経済的インセンティブや規制許認可でこういう行為をコントロールするというのが、日本のみならず、先進諸国に通じた安全確保のためのルール的一般則でありまして、言わば失礼ながら、泥棒に追い銭といいますか、危険行為をした人にやめてもらうためにお金を払う。例えば言葉は悪いですが、犯罪をする人に、犯罪をやめてくれたらお金を出しますというのと構図が非常に似ているんです。

こういうことは、基本的に規制をきちんと強化して、その範囲内でやっていただくということではなぜまずいのか。何か事業継続が困難になるから補助するんだというのは、だれだってそう言うと思うんです。やはりそういう規制がかかったらコストがかさみますから、苦しいんですとどなたでもおっしゃると思いますが、こういう特定の人に、これもまさに財務省から御指摘があったように、特定の方の特定の施設にだけ安全規制の遵守という形でなく、お金を払って何か安全性を高めてもらうという考え方に本当に合理性があるのかどうかについて、お考えをお伺いできればと思います。

○説明者（経済産業省）　ガソリンタンクの方で申し上げますと、現在、給油所が守るべき法令上の安全対策というのは、大きく2つの法律がございます。土壌汚染対策法、これは漏えい事故が発生した場合に、汚染土壌の撤去をするというものでございます。それから、消防法に基づきまして、ガソリンタンクについて1年あるいは3年、機密性をチェックするという点検の義務。新設のタンクについては、平成17年度から二重殻を義務づけているということがございます。

私どものこの事業は、今、申し上げました法令上の義務でない既設タンクについて、事業者が自ら環境安全対策をやろうという自発的なものについて促進するということで支援をしているものでございます。

もう一つは、ガソリンスタンドというのは、石油の安定供給、日本のエネルギーの安定供給のサプライチェーンの最終消費者に渡すところの役割に担っております。他方で、ガソリンスタンドの経営というのは、地域の中小企業が98%で、これは給油所当たりの年間平均の営業利益というのは数十万円でございます。そういう人たちが自ら環境対策として、数百万～数千万かかる費用を捻出するのはなかなか難しい。

他方でおっしゃるように、ガソリン漏れが起きると、地域の方々に大変御迷惑をおかけしますし、地域で事業をやっていくことはなかなか難しくなる。

そういうことで、私どもとしては、ガソリンスタンドがきちりと地域と共生をしてやっていき、そして石油の安定供給に支障がないように、自らの負担で行うことを支援することです。

○福井評価者 ポイントはわかりました。要するに、法令で決めていること以外のことを奨励しているんだということですね。

○説明者（経済産業省） 1つはそうです。

○福井評価者 そうすると、その部分に限ってなんですけれども、それは法令で決めていることでも、社会、公共のためには守ってもらった方がいいことをやっているという理解ですか。

それとも、どちらかといえばやった方がいいけれども、過大かもしれないことをやらせているということなのか、どちらなのでしょう。

○説明者（経済産業省） 過大というよりは、額的にはもうかっている事業者であれば、数百万ぐらいは大したことないと思うんですけれども、中小企業でガソリンスタンドのもうけからすると、資料にもございますように、既設タンクについて新規にするとか、入換えをするということになりますと数百万以上かかるわけです。そういうことについて、苦しくてもきちり経営努力をやろうという者に対して支援をするというものです。

○福井評価者 でも、それはやった方が社会にとっていいことなわけでしょう。

○説明者（経済産業省） やらないと、現在でも年間80件の漏えい事故が起きているわけです。

○福井評価者 ということは、今の法令上の下限規制が甘過ぎるのではないんですか。それは規制を強化して、本当に真に必要な社会的規制であれば、きちんと規制を強化し、補助金という、たまたまお金をもらってやる人のところは安全になるけれども、ほかは危険なままですというよりは、一定の基準を定めて、その基準に応じた安全性を確保するための、言わば法改正をやるのが筋ではないんですか。

○説明者（経済産業省） 補助金でなくて、規制でやるという御指摘だろうと思いますけれども、規制の導入に当たっては、規制の実行性を上げていかないと、事業者にとって実

施不可能なものであると、それは絵に描いた餅になるんだろうと思います。

現在、消防庁の方で、消防法について、特に漏えいの危険性の高い 40 年以上の地下タンクについては、規制を強化する予定と聞いております。

いずれにしても、どのような規制をするかということと、その実効性を上げるためには、実効性ある規制、これは強制の場合も通常の場合もあると思いますけれども、それと事業者が守れるような仕組みをつくっていかなければいけないと思います。

○熊谷進行役 余り答えになっていないような気がしますね。

飯田さん、お願いします。

○飯田評価者 ここは唯一私が事前にお伺いできたところなんですけれども、今の福井先生の話に関連して、まず確認したいのは、先ほど土壤汚染対策法の対象だとおっしゃったんですが、それはそれで間違いないでしょうか。

○説明者（経済産業省） 間違いございません。

○飯田評価者 そうであるとすれば、まず、福井先生もおっしゃったアメリカとか海外の例、多分アメリカのスーパーファンド法とかを見ても、基本的には汚染者原因負担ということで、論点にも出ていますが、その汚染に関わったいわゆる石油元売りの方から、土地の利用に関わる人たちで負担をするというのが原則ですし、日本の土壤汚染防止法も基本的にはその原則になっていますから、国のお金が真水で入るというのは、日本だけを見ても、これが唯一のケースだと思いますが、それはいかがでしょうか。

○説明者（経済産業省） アメリカの場合も、かなり高額の助成を出して転換をやっているということでありまして、やはり転換対策というのは非常にお金がかかるということが 1 点。

それから、この規制は、アメリカのタンクの状況と日本のタンクの状況、それが置かれた土壤とかが全部違いますので、別にどこの国でやっているからというのは一概に当てはまらないです。

○飯田評価者 原因者負担がまず前提であるということ間違いありませんね。

○説明者（経済産業省） そうですね。だから自己負担で。

○飯田評価者 これは石油元売りには求めていないですよ。

○説明者（経済産業省） 自己負担を補助するという格好にはなっています。

○飯田評価者 末端の、言わばガソリンスタンドの人の経営が苦しいからといって、要は石油元売りがサプライチェーンとしては一番利益の源泉を得ているわけですから。

○説明者（経済産業省） 2 つありまして、まず、元売りとは関係ない、いわゆる独立系の、今 4 万 2,000 あるんですけれども、その中の 1 万は元売りとは関係ないガソリンスタンドで、プライベートブランドと言われるスタンドであります。

それから、元売りブランド、ENEOSとかコスモなどのサインポールを掲げているところでも、例えば中村石油商事とか、そういうおおよそ新日石と関係のない地場の中小企業の人々が新日石とかコスモというサインポールを上げて売っているわけで、別に出資しても

らっているとか、資本関係も全くないです。それが1点。

もう一点は、電気やガスのような公共事業と違わせて、いわゆる供給義務がかかっている、全国津々浦々電気がいきます、ガスがいきますと。これは御案内のように、安全対策、インフラ、いろいろなコストなどすべて含めた上で料金認可になっているわけですが、ガソリンスタンドというのは勿論そうならないわけでありまして。

そういう中で自主的な対応をとっていただく。というのは、経年劣化しますので、新しいタンクを入れた人は、別に漏れる危険性は少ないわけです。ところが、20年、30年、40年、50年経ってきますと、当然経年劣化してくるわけです。

先ほど規制でというお話がございましたけれども、消防庁の規制強化が今、検討されておりまして、例えば40年以上のタンク、大分傷んでくるタンクにつきましても、電気防食とかFRPによる内面補強が推奨されています。50年以上のものについては、義務化されております。というのは、危ないですから、早く手当をなささいという規制強化がなされております。

それから、新しいタンクであっても、例えば地下水にさらされているような土壌とか、酸性土壌とか、いろんな置かれたところによって、25年ぐらいが漏えい事故のピーク。

○熊谷進行役 繰り返し言っているけれども、レクの時間ではないので、長々と話してもらわなくていいんですよ。質問に端的に答えてもらったらいいんですよ。

○説明者（経済産業省） わかりました。

○飯田評価者 ほかの土壌汚染の場合で、原因者負担を求めているケースとかはありますか。国だけが真水を入れている。

○説明者（経済産業省） ほかのさまざまな廃棄物処理とか、いろんなところの事業については、今、幾ら入れているというものは手元にございませぬけれども、これは自己負担の上でそういうシステム。

○熊谷進行役 だから、そこまで聞いていないんだから、聞いたことを答えてくれたらいいんですよ。

○福井評価者 今の御説明で、要するに消防庁の規制が一定の強化の動向にあるという御説明でしたね。ということは、そちらで守らせるのが筋ではないですか。必要な規制であれば、消防庁のお願いして、そういったタンクの老朽化に伴う土壌汚染が生じないように、消防法の体系でやっていただければいい話でありまして、事業者が苦しいとか苦しくないとか、別の政策目的が混入したところで環境対策をやらうというのは混乱していませんか。

○説明者（経済産業省） 違います。消防庁の規制というよりも、これはタンクがいつになったら劣化して、漏れていくかというところがポイントでありまして、早ければ早く新しいものに交換した方がいいわけです。

今、言いました平成17年の消防庁の規制というのは何かというと、今、一重殻のタンクが劣化の危険性が高いんですけども、それを入れ替える場合、あるいは新設をする場合は二重殻になささいと。あるいは一重殻のままだったら、コンクリートの箱の中に入れ

て埋設しなさいということになるわけです。そうすると、入換えにべらぼうのお金がかかってくるわけです。一重殻よりも二重殻の方が全然高いですからね。したがって、そういう自主的な取組みを早くやってもらわないと、一重殻タンクのまま、先ほど言いましたが、御案内のように利の薄い商売ですから、恐らく皆さんのおそばのガソリンスタンドはどんどんつぶれていっていると思いますけれども、6万あったものが、今は4万2,000まで減ってきています。どんどん減っていくガソリンスタンドの中で、前向きな環境対策をしようとする人を支援するのがこの事業の趣旨であります。

○福井評価者 それは消防庁の基準の到来を待つ前にやってもらおうということを補助するということですか。

○説明者（経済産業省） おっしゃるとおりです。

○福井評価者 しかし、消防庁の基準に達するときには、放っておいてもやらないといけないんでしょう。

○説明者（経済産業省） それは入換えではなくて、先ほど言いました電気防食とかの応急処置です。

○福井評価者 それにしても、安全性、消防庁の基準自体を疑っておられるわけではなくて、その適否はまた別途の議論があるかもしれませんが、消防庁の基準が安全性を守る基準であるとすれば、放っておいてもその安全基準を守らせることで、土壌汚染の安全性は担保されているということになるのであれば、スピードをどうするかというのは、事業者の経営判断で幾らでも選択の余地があるわけで、安全性が守られているのに、何か補助金を出すというのであれば、それはまさに二重行政ではないですか。

○説明者（経済産業省） 違います。安全性を守る最低限の規制というのは、先ほど言った40年とか50年という経年劣化の恐らく激しいと思われるタンクについての規制でありまして、私が申し上げているのは、もっと早い段階でタンクの入換えをしないと、現に15年を超えたタンクでも事故が起こっている例はあるんです。

○熊谷進行役 すれ違いになっているところは、だったら15年というところで線を引いて、規制をかけて、そこは義務化しなければいけないのではないかと。

○福井評価者 そう一貫して申し上げているんです。

○熊谷進行役 それは利の薄い商売だと言うんだったら、ビジネスモデルそのものを変えなくてはいけない話で、利の薄い商売だから、だからそこで補助をやるというのは、適当ではないのではないかという指摘が、今、福井さんと飯田さんからあったということです。そこがずっとすれ違いになっています。

○説明者（経済産業省） すれ違いではないところが1点ありまして、何がというと、利の薄い商売というのが、商売が下手だからとか、そういう話ではなくて。

○熊谷進行役 だれもそんなことは言っていないでしょう。利の薄い商売とは、あなたが言ったんです。利の薄い商売だと。これは通常考えるんだったら、ビジネスをやる場合のイニシャルコストなわけでしょう。それをどうランニングさせていって、何年ごとにどう

更新していくかというビジネスモデルなわけではないですか。それを新しいこういう施設が必要だという形になったら、当然ビジネスモデルも変わるわけでしょう。そこを変える話と、今の補助をやるんだという正当性の話をごちゃ混ぜにしないで、ではいつまで、どこまでやるのかという話をしなくてはいけないし、独立系の話をするんだったら、補助実績のうち、このうちのほとんどが独立系で、元売りとは関係ないんですという説明をするならわかるけれども、全国の4万のガソリンスタンドのうち、独立系がこれだけあるんですという説明をしたって、今の補助実績等の話には適わないではないですか。

○説明者（経済産業省） 元売りと資本関係のないところが92%です。

○熊谷進行役 この補助実績の中で、資本関係は基本的に関係ないでしょう。ブランドを掲げていたら、当然責任を求められますから、いわゆる日本の土壌汚染規制法でも、それでもし汚染して逃げれば、当然そのブランドを掲げた元売りにも当然ファンドを求めていく形になりますね。

○説明者（経済産業省） 話の最初のボタンが掛け違えているような気がするんですけども、もう少し丁寧に説明しますと、さっきはビジネスモデル。

○熊谷進行役 丁寧にじゃなくて、端的に答えてくれればいいんです。

○説明者（経済産業省） 端的に答えるためのバックグラウンドとして、要するに今、EVとかHVとか、そういう車が増えてくる中で、需要はどんどん右肩に下がっていくわけです。ですからガソリンスタンドがどんどんつぶれている状況になるわけです。そういう中で、需要が拡大しない中で、環境投資を推奨しているというのが、この。

○熊谷進行役 そんな認識で、EVとかHVが増えているからガソリンスタンドがどんどんつぶれているんですか。

○説明者（経済産業省） 間違いなく、勿論それだけじゃないですよ。

○熊谷進行役 今のは聞き逃さないですよ。そういう認識で、この政策を打っているのではないんでしょう。

○説明者（経済産業省） 今後右肩上がりにガソリンが。

○熊谷進行役 ごちゃ混ぜにしているというのは、あなたは今と言ったんですよ。EVとかHVが広まって、ガソリンスタンドがぼこぼこつぶれていると。

○説明者（経済産業省） 今後右肩下がりで需要が下がる中でと申し上げたんです。

○福井評価者 補足ですけども、今、熊谷進行役から御指摘があったように、私も一貫してお聞きしたいのは、要するに利幅が薄くなるから、かわいそうだから補助する。では、かわいそうでないところは補助の必要性がないのに実際には補助が入っているのかという議論があるし、補助というのは要するにそのお金をもらってやりたいと手を挙げた人だけがやるわけで、ばらつきがあるわけです。それよりは、もし本当に真に画一的に必要性の安全性を確保するためであれば、一定の合理的な基準を設けて、その範囲の人にはみんなにやってもらう方がいいんです。その区分ができてないということ。

それから、これもコーディネーターの御指摘に関わりますが、利幅が薄いといったって、

安全性を守ってもらった上で成り立つビジネスでなければ、それは撤退していただかないと困るんです。危険を前提にしてやっと利益が出るような事業に参入してもらったり、維持・存続してもらっては困るというのが基本的にこういう危険物に関する安全規制の世界原則です。だから、受益者負担がどこでも原則で判例報告も確立しているんです。とすれば、そういう大きな流れと大きく反するこういうことの合理性はどこにあるのかということについて、全然お答えいただけてないと思うんです。

○説明者（経済産業省） 規制の合理性のところでは、消防庁の方で40年以上あるいは50年以上については、特に50年以上については強制規制をしなければいけないという御判断だと思います。それ以下の25年以下とか15年については、強制の基準をかけるにはまだ合理的な根拠がないということで、そういうことになっていないんだろうと思います。

他方で、実際にどういう事故が起きているかという、先ほど申しあげましたように、15年未満のものでも起きておりますし、大体25年以上のものについても起きております。ガソリンスタンドにとっては、一旦ガソリンスタンドでガス漏れが起きますと、これは中小企業でございますから、事業から撤退しなければいけないぐらいの、土地汚染の入れ替えに1億かかります。そう考えると、私どもこの事業というのは、別に中小企業の補助とか、産業振興の観点からやっているわけではなくて、石油の安定供給、要するに石油のサプライチェーンの一翼を担うガソリンスタンドが、きちりと地域において共生できるように、それで環境対策をきちとできるようにということをやっているものでございまして、そういう意味では強制基準の前の段階のところを、やる気のあるところについては支援をするということで、サプライチェーンを維持したい。撤退しろということであれば、ガソリンスタンドがなくなって、これはもう既に大阪の豊能町とかでガソリンスタンドがなくなっております。それで、1時間もかけて隣の町のガソリンスタンドに行かなければいけないという事態が起っております。

しつこく申し上げますけれども、この対策というのは、私ども一般の産業振興であったり、中小企業助成であったり、そういうことではなくて、ガソリンスタンドがきちりと石油のサプライチェーンの一翼を成すということを維持するための事業であると認識しております。

○説明者（経済産業省） それから、1点だけ付け加えますと、今まさにおっしゃったとおりでありまして、撤去のところも十分に支援していく。もう無理だと、ギブアップというところも、土壌汚染がないように支援していく、そういう市場退出というところも支援しているところであります。

○水上評価者 今の規制の基準をクリアーしている。50年経っていない状態で、特に使用上の極端な瑕疵がないのに、単純な劣化によって土壌汚染が起きるリスクというのは何%あるんですか。

○説明者（経済産業省） タンクから漏れたのではなくてということですね。つまり、注

いでいるときに。

○水上評価者 そうです。人的な事故ではなくて、外殻等々が漏れて、その結果、つまりタンクの劣化によって土壌汚染が起きるリスクというのは、何%あるんですか。

○説明者（経済産業省） パーセントというか、件数で言うと、先ほども申し上げたように、80件程度起こっております。

○水上評価者 まず、その80件というのが、無視できないほど大きいのであれば、規制は強化しなければならないということになりますね。そこはどう評価しているんですか。

○説明者（経済産業省） だんだん経年劣化をしてくるタンクが増えてくるわけです。モータリゼーションが盛んだった時代から、どんどんガソリンスタンドが全国で増えていて、そして、新しいタンクもどんどん時間が経つにつれて経年劣化していくわけです。その中で、平成17年以前の段階ですけれども、この補助事業をする以前の段階で、だんだん事故が増えてきていたわけなんです。ところが、こういった施策の支援だけとは言いませんけれど、SSの人たちの自助努力もあって、今、80件と申し上げましたけれども、これが90件、100件と、普通経年劣化をほったらかしにしておくと、当然どんどんタンクが古くなってきますから、どんどん増えていくわけですが、それは年間80件程度に抑えられているというのが今の現状です。

○水上評価者 つまり、基準をつくるのが行政の仕事ですね。そうすると80件ある、それが増えていく、そうすると何年で変えなければいけないように規制を変えなければいけないんだということをどう考えているのかもっと言うと、もしかしたらそれはどの地域どの地域でも50年ではなくて、地下に地下水があるようなところはもっと短いといったきめ細かなものになるかもしれないけれども、まずは規制で対応するというのが第一義だと思うんですが、そこはいかがですか。

○説明者（経済産業省） まさに今おっしゃったとおりの検討が進んでいるわけです。それで40年、50年と乱暴に言いましたけれども、ただ40年過ぎたら、50年過ぎたらではなくて、今おっしゃったような周りの状況とか、いろんなものを点数評価して、そういう規制を入れていこうというふうに今、動いております。

○水上評価者 それであれば、まさに規制を強化する。その結果、これまで50年だったものが10年になってしまうということで、そのまま規制を適用したら、ガソリンスタンドが全部つぶれてしまうということであれば、その対象のガソリンスタンド全部に一定割合の補助をして、10年で必ず変えてもらおうということが恐らく正しいやり方で、申請をしたところに補助金を出します。それも全額出しますというやり方は、補助の出し方として正しいようには思いませんが、いかがですか。

○説明者（経済産業省） まさに今おっしゃったとおりで、何年以内にこのものはこういうふうにしなればいけないという規制ができて、その間にきちっとやらなければいけないという規制になった場合には、そういう新しい助成の仕方もあると思います。

それから、現在の段階では、そういう検討はなされておりますけれども、さっき申し上

げたような状況でございますので、少しでも経年劣化したものは早くタンクの取り替えをしてもらおう。背中を押すという施策を今、打っているということでもあります。

○水上評価者 だとすれば、今年の予算は一旦見送って、お金をためておいて、きちっとした制度ができた段階で、それに合わせてきちっとした補助を行うという形の方が適しているということでしょうか。

○説明者（経済産業省） 時間というのは刻々と過ぎていきますので、経年劣化するタンクは今日も明日も増えているわけでありますので、危険なものからどんどん取り替えていただくということでございます。

○水上評価者 その規制の仕組みをつくるには何年かかるんです。

○説明者（経済産業省） 消防庁の検討というは今もやっております。

○熊谷進行役 一応仕分けの作業ですので、今やっていること、今までやってきたことを踏まえて、この事業がどうあるべきかをこの場で評価をさせていただくという作業ですので、今までやってきていること、こうあるべきだと思われることをここで披歴をされることについて否定するつもりはありませんが、そこで評価をして、新しい方向性を出そうとしていることについて、そこはこうです、ああです、ということで議論がそこで止まってしまうと、ここで評価できなくなってしまうので、事実関係と、あとはそれをどのような形でやるべきなのか。それは皆さんとしての御判断も当然あるでしょうし、ただ、評価書の中で、補助の在り方、規制の在り方の中で総合的にこうすべきだということの意見がこの場では交わされているという前提ですので、そこはよろしく願いいたします。

村藤さん、どうぞ。

○村藤評価者 全然別の観点からの質問なんですけれども、そもそもエネルギー特会を財源として出すということの意味なんですけれども、ガソリンを我々が買うときに結構なパーセンテージが取られていると思うんですけれども、暫定税率を減らすとかいろんな話がありますけれども、このエネルギー特会の中にガソリン代、ある意味ガソリンスタンドを維持するということは、ガソリン代の中から払うということが一つの考え方かと思うんですけれども、例えばENEOSとかコスモ辺りに別に補助していただきたいくはないんですけれども、もし90%以上のガソリンスタンドがなくなってしまうという話は困るので、そういう意味では、何とかある程度のネットワークを維持しようとする、確かに私の近辺でもばたばた閉まっているところなので、そんなに長いことは待てないと思うんです。

このエネルギー特会から出すということの意味なんですけれども、ガソリン代から幾らぐらいエネルギー特会に入っているんですか。

○説明者（経済産業省） 御案内のようにリッター当たり53.8円です。これは揮発油税です。石石税は2円です。だから、ガソリンだけ別の税金がかかっていますけれども、石油特会に入ってくるのは石石税でございます、2円4銭です。

○村藤評価者 総額は幾らですか。

○説明者（経済産業省） 約4,000～5,000億でございます。これは、石油以外の天然ガ

スも入っております。

○村藤評価者 そうすると、その 4,000～5,000 億の中から 50 億円ぐらいそれに使うという話をしているということですね。

○説明者（経済産業省） そういうことです。

○船曳評価者 一つだけ質問させてください。ガス管の方なんですけれども、こういう古いガス管はヨーロッパなどでは非常に一般の個人の敷地などにたくさん見られると思うんですが、例えば欧州の場合ですと、これはある程度個人負担になっていますか、自治体はその辺の補助を出しているのでしょうか。

○説明者（経済産業省） ガス管の方ですが、先ほどの冒頭の福井先生の御質問も含めお答え申し上げますと、これは先ほど菊田先生がおっしゃったように、ガス事業者が保安責任を持っておりますが、問題はこのガス管の所有が需要家の敷地内にあるものですから、需要家の財産なので、取り替える場合には需要家にやってもらわなければいけないという意味では、基本的には需要家負担だと思います。

ヨーロッパがどうなっているかは調べていないのでわからないんですけれども、先ほどの福井先生の御質問との関係では、具体的な危険があるとは必ずしも言えなくて、これは埋設時期、土壌環境、建物の構造といった埋設の環境によって、どのぐらいガス漏れのおそれがあるかどうかということのはっきりしない段階なわけです。今、一定の規制はございます。冒頭申し上げたとおり、定期検査とガス漏れ警報装置の設置等の規制はあります。事故は、こちらの方も年間大体 10 件ぐらいでございます。経年埋設内管の総数が、個人宅も入れますと 360 万ほどありますので、そういう意味では事故の発生確率は非常に少ないというのが実態であります。

さはさりながら、やはり万が一のことがあるので、万全を期して、基本的に需要家である人が自己負担でやるんですが、半分補助をして、これを促進しようということでやってございます。

36 万全部やるというのは現実問題難しいので、一応保安上重要なものということで他人に、つまり大きい建物とか、第三者が入るような建物に限定して補助をしようということでやってきているということでもあります。

○福井評価者 それこそ規制強化してやったらいいんじゃないですか。一般需要家の敷地の中でもガス漏れ、ほかの人に迷惑をかけていいはずはないので、一定年数とか、まさにおっしゃったきめ細かな基準に即した、こういうケースについてのガス管は早く変えましょうという規制をかければ、それで済むわけで、そういう方に持っていけば、全然予算は要らなくなるんじゃないですか。

○説明者（経済産業省） 結局、規制といってもいろいろあるものですから、どのぐらいの規制が妥当かということで、これの事故の発生確率からしますと、これ以上やるのは過剰な規制ではないか。つまり今の 36 万本あって 10 件ぐらいですので、発生確率でいうと 10^{-7} 台なんです。

○福井評価者 そうすると、そんな確率の低いことに国費をこれだけかけると。もっと無駄なんじゃないですか。そこはまさに御議論が分かれるところかもしれませんが、万全を期してなるべく促進しようということで、目標年度も一応決めまして、それまでに半分補助して促そうということでやっているということでございます。

○露木評価者 事実関係だけよろしいですか。先ほど規制という話なんですが、消防庁の消防法と環境省の土壤汚染防止法が入り混じっていると思うんですが、その点を確認したいと思います。

○説明者（経済産業省） 簡単に説明しますと、土壤汚染防止法の場合は、もし漏れた場合に、住民等から都道府県知事に通告があって、その場合、都道府県知事が調査を命じて、もし汚染がわかったらその除去・浄化を命ずるとというのが土壤汚染防止法の法体系であります。

○露木評価者 漏れた場合ということですね。この消防法は基本的には安全の方だと思うんですけども、この対策をしていくことによって、土壤汚染防止法としての未然防止ができるということの蓋然性というか、それはどういうふうに規制として担保されているんですか。

○説明者（経済産業省） そこは今、申し上げたように、経年劣化したタンクが早く入れ替わることによって、漏れる蓋然性が下がって、先ほどの 80 件という事故が起こらないようにしていくということです。

○熊谷進行役 規制の蓋然性ですね。その事業に対してではなくて。

○説明者（経済産業省） 法令上のリンケージはありません。

○説明者（経済産業省） 1点だけよろしゅうございませうか。先ほどの御発言との関係ですが、先ほどおっしゃいましたように、本来規制をきっちり設けて実際にある一定期間、例えば 10 年とか 20 年とか、その間集中的に支援をするということが一つあるやり方だと思います。諸外国でも、これは日本が 10 年、20 年遅れているんですけども、日本と同じように欧米においては新設タンクについては二重化をする。その後、既設タンクについても何らかの対策をしなければいけないということで、国によっては強制の基準を用いたり、強制したり、あるいは推奨したり、その間集中的に、あと 10 年でやりましょう、あと 20 年でやりましょう、フランスの場合は 20 年でやりましょう。したがって 70%は補助しますというやり方が、だらだらやれるよりは本来ある姿だと思います。

他方で、この規制というのは消防庁でやっておりますけれども、17年に新しく新規タンクについての規制を入れて、それから今4年経っておりますけれども、ようやく40年、50年について規制をするという御判断をされたわけです。これについては、別に消防庁が遅いというわけではなくて、やはり強制をやるのであれば、それなりの合理性が日本の中において、地下タンクの状況において証明されなければ多分だめなんだろうと思います。そう考えますと、その新しい枠組みや規制の体系が、では来年できるのか再来年できるのか、5年、10年先になれば、その間ずっと毎年80件出ていますから、事業者はこの予算

がなくなれば9割以上の事業者は、地下タンクについて何らかの対策をすることができなくなると思います。

これは、60万円しか利益のない人が500万ぐらいのベンツを買うのと同じですから、やるはずがありません。しかし、ガソリンスタンドでガソリン漏れが1回起きると、これはもうその地域では仕事ができなくなるわけです。その点だけはよく考えていただきたいと思います。

もう一つは、ほうっておくと、ベンゼンが入っておりますから、発がん性がございます。発がんするのは何十年も先でありますけれども、そういう点と、それから、ガソリンスタンドが既設タンクについて対処できない。そういうときにはもう放置して夜逃げをする。そのタンクが漏れたらどうするかというと、土壤汚染について行政がそれを掘り起こしてやるということになると思います。そういうトータルの社会コストと、それから、今、貧しくても一生懸命やろうという人を、私どもの、先ほどおっしゃったように、これは一般会計ではなくて、産業振興とか中小企業ではなくて、サプライチェーンをちゃんと維持する、ガソリンスタンドを維持するという観点からの助成であるということです。

○熊谷進行役 そろそろシートをお願いします。

菊田議員、どうぞ。

○菊田衆議院議員 そうすると、全国にガソリンスタンドは4万2,000店あるわけですがけれども、規制の強化をするのも余り前向きではないというか、まだかなり時間がかかるというような御認識で、こういう補助金という形で安全対策をやっていった方がより有効だというのが経産省さんの主な発言だったというふうに私は感じているんですけれども、だとするならば、これから毎年度、毎年度この予算をずっと付け続けていかなければいけないということになると思います。そうすると、この先、いつまで、幾らの予算を用意して、これは規制強化をしなかった場合です。消防法が変わらなかった場合です。ずっとこの対策でやっていくとしたら、一体幾らの国費がここに投入されることになるかと試算されているんですか。

○説明者（経済産業省） 単純計算といいますか年間1,000件ぐらいの申請が出てきておりまして、大体1件当たり平均5本ぐらいのタンクが変わっている。つまり年間5,000本のタンクが変わっているということです。今、20万本タンクがあるんですけれども、これが例えば50%ありますけれども、5,000本で割ると20年かかる、多分そういうお話だと思いますけれども、短く言うと、それは先ほど退出と言いましたけれども、これからは撤去が増えてくると思うんです。これからますますガソリンスタンドが減っていくと思いますので、したがって、撤去を促しながらも、環境にちゃんと配慮しながら撤去ができるということをやりながらも、それからさっき申し上げた入れ替えのところも前向きにまだ頑張っているところも支援するということでもありますので、そういう制度だということです。

○菊田衆議院議員 必要は幾らかかるんですか。

○説明者（経済産業省） 今のところ、実績ですけれども、5,000本入れ替えるのに四十数億円の費用がかかります。

○熊谷進行役 ガス管の方も目標の設定がいいかどうか、中身がいいかどうかは別にして、27年で9万本というのは、大体目標はここだというふうにおっしゃっていただいたから、では、スタンドの土壌汚染対策の方も、今のペースでいったら何年かかって最終的にやらなければいけないと思っている水準まで達成するのに、今のペースだと何年かかって、一体何億かかるんだというお尋ねですから。

○説明者（経済産業省） そこは、ガソリンの需要がこれからどれだけになっていくかによって、もう事業をあきらめる人も出てくるでしょうし、それからまだ続けようという方も出てきますので。

○熊谷進行役 そういうふうに答えられると、見通しはないけれども、とりあえず当面やらなければいけないから、この規模をずっとやりますというふうに聞こえてしまうから。

○説明者（経済産業省） わかりました。先ほどの仮の試算で言うと、全員ガソリンスタンドを続けて、25年経ったものは全員入れ替えるとしたら20年ですけれども、多分そういう産業構造にはならないと思います。

○熊谷進行役 仮に20年度とすると幾らかかるんですか。

○説明者（経済産業省） 50億かける20年で、1,000億です。

○熊谷進行役 福井さん、どうぞ。

○福井評価者 先ほどの説明でちょっとびっくりする御説明があったんですが、規制は合理性の検証がないとなかなか導入できないので補助を入れますという御説明があったんですが、これは補助金は合理性がなくても、とりあえず出してもいいですということですね。反対解釈しますと。その発想がおかしいと申し上げているんです。規制でも補助金でも、規制だって人様の財産に影響するようなことだから、勿論きちんと合理性を検証してもらわないと困る。だけれども、補助金というのは人様の税金を使って、だれかを助ける話です。そちらは合理性の検証が余り必要ではありませんという発想自体に根本的な誤りがあるのではないかと思います。

それからもう一つ、消防庁の規制がいつになるかわかりませんと繰り返しおっしゃいます。どうして消防庁を説得されないのでしょうか。これだけ補助実績を積み重ねておられるもので、これだけの金額を出しておられるものでしたら、さぞかし立派なデータをたくさんお持ちのはずです。それに基づいて、まさにリスク計算して、消防庁さん、規制はこれではまずいじゃないですか。もっときめ細かにしましょう。あるいはもっと前倒ししましょうと説得されるのが御省の役割ではないですか。それをきちんとなさらずに、とにかくお金を配ります。効果はよくわかりません。合理性の検証は後回しですというのは、ちょっとまずいのではないかと思います。

○説明者（経済産業省） 今おっしゃったとおり、消防庁とは連絡を取って、規制の在り方について検討をいたします。

○熊谷進行役 それでは、回収をしていただいて。

尾立議員、どうぞ。

○尾立参議院議員 経産省さんが委託をする石油業界は、この取り扱いを無料でやってくれるんですか。一定の手数料がここには入るんですか。

○説明者（経済産業省） 手数料は入りません。

○尾立参議院議員 これはボランティアでやってくれるんですか。

○説明者（経済産業省） 事務経費とか手数料というのは、補助を受ける人から手数料を取るという意味ではありません。

○尾立参議院議員 そうじゃない。あなたたちがこの天下り先に仕事を委託するわけですね。そのときの委託料は、幾らですか。

○説明者（経済産業省） 調査票の134ページのコストのところですけども、22年度概算要求ベースで、事業費のうちの人件費が6,900万、52億の事業費に対して6,900万、あとは補助金です。

○尾立参議院議員 6,900万プラス事務費ではないですか。

○説明者（経済産業省） 6,900万のうち正職員と臨時職員の積算が出ていますので、正職員方が5,700万で、事務費が5,200万。

○尾立参議院議員 違う、人件費で6,900万でしょう。プラス事務費というのものもあるんじゃないですか。

○説明者（経済産業省） 事務費が一番下の箱の、少し字が小さいですけども、右側に事務費で5,200万円。

○尾立参議院議員 というと、6,900と5,200だから1億2,100万ではないんですか。

○説明者（経済産業省） これは予算。

○尾立参議院議員 予算ベースでいいんですけども、では、それがあなたたちの天下り団体の石油協会に入るんでしょう。

○説明者（経済産業省） 石油協会に天下りはありません。

○尾立参議院議員 幹事があるじゃないの。

○説明者（経済産業省） 非常勤です。無報酬です。

○説明者（経済産業省） 税理士の方です。

○熊谷進行役 露木さん。

○露木評価者 今、議論の中で、やはりこの補助がどれだけ公共性があるのかというところが皆さん納得できないところだと思うんです。先ほどから言っているように、土壌の汚染を防止するためにやるのか、それとも石油の安定供給をやるのか、その辺も全然ふらふらしていて、一体何が目的でこの補助金があるのかということの説明もしっかりしていらっしやらない、そこにも問題があるし、例えば石油の安定供給をすることが目的であるのであれば、先ほどのガソリンスタンドがなくなってしまうと、1時間もかけなければ、ガソリンを買えないようなところがあるこの現状を何とか変えなければいけない、そ

っちの方も大事ではないんですかねということをお私に思うんですが、いかがですか。

○説明者（経済産業省） 後者の方の点について言いますと、SS過疎地問題というのは大部大きな問題なっております、これはエリアによって随分違うものですから、それから、ガソリンスタンドというのは御案内のように、ガソリンだけを売っているわけではなくて、特に北国に行きますと、灯油が非常に大きな割合を占めます。

したがって、生活必需品を配って回る、灯油のようなものを配って回る必要のある地域にSSがなければ困るということで、今後、SSの在り方についての検討も進め、ただ、先ほどビジネスモデルというお話もありましたけれども、どうやったら次世代のSSとして生き残ることができるかという検討も進めているところでございます。

○尾立参議院議員 改めてお聞きしますが、石油協会、役員は6人天下って無報酬だということなんですね。

○説明者（経済産業省） 団体の理事というのは、例えば石油協会の理事には、中小基盤機構の理事長とか、中小企業団体地方会の理事長とか、要するに理事会でできていただいて御審議をいただくという団体のいろんな理事会に出られると、おわかりのように、したがって、その社員でも何でもなし、いわゆる理事として名を連ねていただいているという。

○尾立参議院議員 無報酬、日当はあるの。

○説明者（経済産業省） 多分日当はないと思います。交通費が出るかどうかはわかりませんが。

○尾立参議院議員 そこははっきりしておいてください。もう一個は、役員ではなくて、職員の中に7名あると書いてあるんですけども、これは。

○説明者（経済産業省） 職員は全国に9つの、石油協会というのは、品質確保法という法律に基づいてやっているガソリンの品質を検査やったり、あるいは委託を受けて品質検査をやったりする団体なんですけども、全国に9つの品質試験センターがあります。その試験センターにガソリンの品質確保法なんか詳しい職員として、元経済産業局の人間が行っている。しかし、設立するとき、天下りではなくて、今申し上げたように請われて。

○尾立参議院議員 失礼しました。狭い意味ではなくて、広い意味の天下り。

○熊谷進行役 水上さん、最後に一言。

○水上評価者 補助するときに、来年、かなりやばい、来年もしかしたら事故になるかもしれないというガソリンスタンドを把握していますか。

○説明者（経済産業省） いろんな形で定期検査もやっておりますし、それぞれの義務がかかっておりますので、勿論、事業者自身が、例えば常時下がってくるとか、それが漏れ始めるとか、そういう把握はしてあると思いますけれども、そういう情報を取るということはあると思います。

○水上評価者 つまり把握しているのか、していないのか。例えば来年危ないというガソ

リスタンドを100個挙げてくださいというふうに言ったら、挙げられるんですか。

○説明者（経済産業省） それはわかりません。

○水上評価者 つまり、補助でたまたま申請があったところに補助を出すというのだと、今、ガソリスタンドが事故を起こす確率というのは圧倒的に低いんです。1%も全然ない。0.1%も多分ない。そうすると、たまたま危ないガソリスタンドが申請をしてくれると、たまたま事故のリスクが防がれるという構造ではないんですか。

○説明者（経済産業省） ガソリスタンドのタンクというのは、御案内のように地下に埋設されているわけでありまして、地下埋設の状況がどうなっているかというのは全部掘り起こして見てみるわけにはいかないものですから、実はいろんな検査の仕方があるんですけれども、そういうもので把握をしながらやっております。

日本のタンクは、一重殻タンクと申したけれども、周りにアスファルトまいたりして、割と丈夫なものではあるんですけれども、それでもそういう事故が起こってきますので、置かれた土壌とか、地下水とか、そういうものによってさまざまであります。

○水上評価者 つまり、私が言いたいのは。

○熊谷進行役 水上さん、ちょっともう終わります。

○水上評価者 済みません、はい。

○熊谷進行役 それでは、評価結果の集計を私から報告をして、最終的な結論は菊田議員からいただきます。

土壌汚染環境保全対策事業及び経年埋設内管対策費補助事業については、出席8名の評価者のうち4名が廃止、1名が来年度の予算計上を見送り、見直しが3名です。3名のうち、予算要求の縮減で半額程度とされた方が1名、その他の御意見が2名でした。

環境安全等対策基金、潤滑油製造業近代化基金、揮発油販売業経営合理化基金、議論の中ではなかなか触れることができませんでした。8名全員が見直しとされております。そのうち7名が国費相当額を国庫に返納すべき、その他の御意見が2名でありました。

この結果を踏まえて、菊田議員から最終的な結論をいただきます。

○菊田衆議院議員 まず、最初の土壌汚染環境保全対策事業と経年埋設内管対策費補助事業についてでありますけれども、評価者8人のうち廃止が半分であります。更に予算計上見送りというのも1人ございます。第2ワーキングチームの意思として廃止とさせていただきます。

もうこの間の議論で、多くの評価者が言っておりましたけれども、本来税金を投入する公共性に妥当性が感じられないということ。特定の協会だけになぜこのような国費が投入されるのか。そしてまた、規制の強化で対応するべきではないかという意見が多く出されましたので、そういうことで廃止といたします。

2つ目の方でございますけれども、これは評価者8人のうち全員が見直しということでございます。

これは、基金を国費相当額、国庫返納していただくということでございます。

以上です。

○熊谷進行役 それでは、2－64番、土壤汚染環境保全対策事業及び経年埋設内管対策費補助事業については廃止、それぞれの基金については。

○説明者（経済産業省） 最初のガスタンクとガスは随分議論が違うのに、一緒くたに結論を出されるのは、ちょっと雑駁過ぎませんか。

○熊谷進行役 そのような御意見もあるかもしれませんが、この後で、結論としては廃止、それぞれの具体的な意見については、コメント、結論として掲示もしますし、発表もいたしましたので、その内容を吟味していただきたいと思います。

それぞれの基金については見直し、国費相当額を国庫に返納という結論で終わらせていただきます。ありがとうございました。

済みません、傍聴の皆さん、それから仕分人の皆さん、今日は大分押して1時間半押しでの終了となりました。明日が最終日ですので、明日は時間どおりに終らせられるようにしますので、よろしく願いいたします。

尾立議員から JOGMEC の関係で、先ほどの結論でちょっと修正がありますので、着席してお聞きください。

○尾立参議院議員 JOGMEC、石油天然ガス金属鉱物資源機構についての見直し、とりわけ余剰資金の返還について、私が申し上げた部分について訂正をさせていただきたいと思います。

国債等で運用している870億円の中から債務保証、投資関連で既に必要な資金とみなされている、いわゆるひも付きの部分を差し引いた残額について、真に必要な資金ですね。本当に必要な資金を差し引いた残額について国へ返還をしていただきたいと思います。

なお、具体的な額などについては、政務三役及び予算担当部局、主計局とよく話し合っていたいただきたいと思います。このように訂正をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○熊谷進行役 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。